

東浦町中央図書館有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町中央図書館における有料広告の掲載（以下「広告掲載」という。）の取扱いに関し、東浦町有料広告掲載要綱及び東浦町有料広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、枠数及び掲載料は別表のとおりとする。

2 広告の掲載位置は、町長が指定した位置とする。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日から末日まで（東浦町中央図書館規則（令和7年東浦町規則第 号）第6条に規定する休館日を除く。）の1月を単位として、最大で連続して12月まで掲載することができる。

2 東浦町中央図書館に有料広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）の希望により、掲載初日を月の途中から、また、掲載終了日を月の途中とすることもできる。この場合、掲載料は、掲載初日の属する月及び掲載終了日の属する月は、1月掲載したものとみなして算定する。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報ひがしうら及びホームページで行うものとする。

(掲載内容の変更)

第5条 広告掲載者は、掲載広告の内容を変更したいときは、東浦町中央図書館広告掲載内容変更申込書（様式第1）により変更の申込みをしなければならない。

(掲載の取下げ)

第6条 広告掲載者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げる場合は、東浦町中央図書館広告掲載取下申込書（様式第2）を提出するものとする。

(広告掲載者の責任)

第7条 広告掲載者は、掲載広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者自らが広告を掲載するものとする。

3 広告掲載者は、広告掲載期間終了日までに広告を撤去又は回収し、原状回復するものとする。

4 掲載中の広告の破損、紛失等について、町はその責を負わないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

規格	枠数	広告掲載料（消費税及び地方消費税を除く。）
紙印刷 縦841ミリメートル以内× 横594ミリメートル以内	5枠	1枠1月 2,500円

様式第1（第5条関係）

東浦町中央図書館広告掲載内容変更申込書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話

広告内容を変更したいので、東浦町中央図書館有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

広告の変更時期	年 月 日（予定）
主な変更点	

備考：新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

様式第2（第6条関係）

東浦町中央図書館広告掲載取下申込書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話

広告掲載を取り下げたいので東浦町中央図書館広告掲載要綱の規定に基づき、次のとおり申込みます。

取下日	年 月 日
-----	-------